

## 『古文書紹介』

### — 諸職往来 —

紹介者 林寅喜

#### 【解説】

諸職往来とは江戸時代における職業の種別と、その内容についてまとめた「ガイドブック」である。それは士農工商という階級制度にしたがい、職種別にそれぞれが守り、或いは務むべき道を説いている。

この古文書は柏江の人（商人か）が大坂に上った寛政八年（一七九六）の初め、書き写して持ち帰ったもので、文化・文政期から明治にかけて、各地に開かれた塾や寺子屋の教材として、広く利用されたともいう。

これを読んで見ると、武士階級を始めとして農・工・

漁民から職人に至るまで、仕事の内容は現代と同じ多種多様であったことが分かる。中でも職人の技倆は伝統的に受け継がれて各地に残り、日本文化の発展に貢献してきたことを知る。



字に不明瞭な部分や、頁ごと欠落して意味の疎通に欠ける箇所（これは他資料により補足）もあるが、筆跡の見事さに魅了されて紹介した次第である。

なお、文中の漢字や熟語並びに読み方等については、いろいろと勉強させられる点が多く、辞書と首つ引きの解説であつたが、まだまだ誤字や不可解な字句もあると思っている。

註(1) □は解説不可能なもの

(2) □字は紹介者の判断により埋字したもの

(3) ①字は正しい文字を示す

参考 資料日本歴史図録 柏書房ほか

諸職往來

諸職往來

夫士農工商は國家の至

宝 日用萬物調達の本

源也 就中武門は首於庶

民能守仁・義・礼・智・信五常

以文武治國 以忠孝齊家

以系圖彰先祖 以感狀傳

功名 是武家の所以尚冀

支士農工商者國家之至  
寶日用萬物調達之本  
源也就中武門是首於庶  
民能守仁義禮智信五常  
以文武治國以忠孝齊家  
以系圖彰先祖以感狀傳  
功名是武家の所以尚冀

也勤復產列之以示家眷用  
珠代同消奉行物頃簇革  
道皆屬後代官令力固人  
祐筆步後且經若蒙中  
間等返應職分事無乃  
彼特方切某不可免汗之生  
其窮而可言莫如一夕而  
酒猶無法軍字云毫等

也 勤役座列の次第 家老・用人・

城代・日附・奉行・物頭・旗本

近習・扈從・代官・与力・同心・

祐筆・歩徒・足軽・若党・中

間等適 應職分高下知行

扶持方切米等  
可宛行之生

其家て可学事第一也 弓馬

欽術・兵法・軍學・書筆・算勘

(1) 切米＝春夏冬の三回に分けて旗本御家人に支給した扶持米  
(2) 算勘＝そろばん勘定・計算の達者なこと

急務不効勿以至切加

無怠慢相勵

則以其功加

增立身父祖裔孫の面目

何事乎過之哉 次農夫は春

耕種苗代鳥追田植草

耕種蒔苗代鳥追田植草※

(1)裔孫=遠い子孫・末孫

※取秋は苅田稻拔 粉磨掛扇米風車俵搗 盡精

力て年貢収納 未進無之様可心懸事專要也

旱魃水損於有之 以庄屋年寄組中訴代官所

願檢見田畠何町某反幾畝何歩 度竿以民図帳吟

味の上可請免許 隱在満作農在 或風雨不順

の障聊以私欲掠上事可恐所業也 農具は鋤

鋤・犁・鎌連枷・水擔桶・龍骨車等 肥は

土地作物の品宜斗之 審農業の大本也 扱又

※これは別の資料を解説  
したものであるが、欠  
落した部分があつて内  
容は要約した。

覆ホウ加勘辨持拔之自舉  
 斧鉗鑿鋤揆雖小刀鋸  
 挽鉢鐵挺鑄曲尺墨斗總  
 手蓋ホ益屋匠ハ桧皮扮板扮

※覆等可加勘辨持拔道具は

斧・鉗・鑿・鋤・揆・雖・小刀・鋸

挽鉢・鐵挺・鑄・曲尺・墨斗・總

手蓋(1)・益屋匠ハ桧皮・扮板・扮

(1)益は皿の上に水が溢れる意を表わし、屋は家を表わす

工匠の輩 先巧工 鋸以 蛍曲水盛 以準為規矩 柱

(原文は編集の都合上  
未掲載)

立吉日良辰 御殿神社佛閣堂塔世店座敷 任其所望て造家修※

園の物數寄・萱葺・藁穴藏

- (1)民図帳 (御図帳) 檢地帳のこと
- (2)連 紬(ノ)穀物を打つ器具 (めぐり棒)
- (3)龍骨車 (ノ)水をすくい揚げて田に注ぐ揚水機

可盡上手 紹搢紺屋職人  
 壁板定木用意之 手輕  
 恰好揃之 壁汚は以  
 貝殻板宣木用意之  
 可盡上手 紹搢紺屋職人  
 以類集此般治半搢鋪以候  
 床合挺鍊刀打之 太刀屋  
 研屋 鐵工 鞘匠 塗師 漆刷毛  
 筆結 研屋 紹搢紺屋職人  
 紹搢紺屋職人

□ 釘 · 臺切片庖丁 谷の取合

□ 恰好揃之 壁汚は以  
鐵

壁板定木用意之 手輕

可盡上手 其外諸國諸職人

以類集所 鍛治は搢鋪以鐵

床合挺鍊刀打之 太刀屋

柄卷

研屋 鐵工 鞘匠 塗師 漆刷毛

筆結 研屋 紹搢紺屋職人

(註) 置といふ字は大漢和辞典にも該当する文字はない

- (1) 臺切片庖丁 (2) 紹搢紺屋職人





刺珠數挽(じゅすひき) 署鑽の細工(ろくろ) 七寶(しふう)

四天鏗(かぎり) 水晶の陀妻(だくわ) 瑪瑠珠の輪(ろくろ)

百八擅持(せんじ) 金剛樹(こんごうじ) 依宗門繫(いしゆもんけい)

差別可有之(さけつけい) 佛師は運慶(うんけい) 堪(たん)  
慶の學於古作(せう) 一レ二レ  
須弥座(しゆみざ)

臺座(だいざ) 岩坐・五重座・船後光(ふねごこう)

輪御光・細金・彩色・箔佛・泥(はくぶつ)

像・厨子(くりや) 隨注文彫(とくじ) 刻之(こくし) 板木(いたぎ)

- (1) 七宝四天鏗(かぎり) 金・銀・ルビー等七種の宝物で四天像を鏗る  
 (2) 陀妻(だくわ) 陀羅尼のことではないか  
 (3) 百八擅持(せんじ) 百八の煩惱を断つことをひたすら願うということ  
 (4) 後光(ごこう) 仏像の後に添えた金色の輪

金額歐主大工守候充食  
 神輿御前屋金佛檀成物  
 次應價御構無其限造花は  
 寅四季同前の詠行人駆足  
 次摹局屋局子・摹倉・象戯  
 駒等也琴・三弦・胡弓以金銀  
 絳之細糸・胸紐・練糸  
 以金銀五色卷分天

屋 額彫 宮大工は鎮守の禿倉<sup>(1)</sup>

神輿 御前屋 金佛檀・彫物

総應價て 結構無其限 造花は

寔 四季同前の詠 行人駆足

次摹局屋 局子・摹倉・象戯

駒等也 琴・三弦・胡弓 以金銀

絳之細糸・胸紐・練糸

以金銀五色卷分天

(1)禿倉<sup>ハラカ</sup>禿はなにもない意の語源(空)から来ており倉は物を入れておく所という意を持つ

(2)拊<sup>ハラカ</sup>樂器の種類またはその一部をいう

系は漁者の所用  
 糖網打  
 網以纏稔苧合孫透立之櫛  
 挽插梳抵子笄拉拂燒磨  
 当世風流夏笠綿帽引  
 紡織塗桶是女童子の手業  
 傘張懶挽木履屋草履  
 中駄笠蓑蓑笠弓矢師揚弓  
 不弓矢筒矢箱指物細工

□ 系は漁者の所用 糖網打

網以纏稔苧合孫透立之櫛

挽插梳抵子笄拉拂燒磨

当世風流夏笠綿帽子引

綿織塗桶是女童子の手業

也傘張懶挽木履屋草履

下駄笠蓑蓑笠弓矢師揚弓

雀小弓・矢筒・矢箱指物細工

(1) 繩 繫ぐ・統く 摻=による・ねじる

(2) 孫=子と系から成り系は糸のようく統くことを示す



本地師<sup>(1)</sup> 嶋臺<sup>(1)</sup>・柄杓<sup>(2)</sup>・匙<sup>(3)</sup>・筈<sup>(4)</sup>・三

宝の類 桧或は杉桐細工物

尤奇麗專一也 鑄物師<sup>(5)</sup> 錫道

具・鍋・釜<sup>(2)</sup>・錐子<sup>(3)</sup>・飯銅<sup>(4)</sup>・藥研<sup>(5)</sup>

突燈心引油絞秤屋<sup>(6)</sup>は於東國

守隨 於西國神善四郎此両家の

以書通□て無疑者也 仍て如件<sup>(7)</sup>

寃改八年辰二月

- (1) 鳴臺 || 婚礼の時などに用いる飾り台
- (2) 錐子 || 青銅または真鍮製の湯沸器具
- (3) 飯銅 || 繾き水を入れる器等に似た茶壺や火鉢
- (4) 藥研 || 漢方の薬種を粉にするための器具